

お知らせ

記者発表資料
配布日

令和3年9月17日

■同時発表先：岡山県政記者クラブ
倉敷記者クラブ

『令和3年度小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会（第5回）』をweb会議にて開催します

本委員会は、小田川合流点付替え事業の実施に伴い作成した環境影響評価書に基づくモニタリング調査や、環境保全措置の実施状況について報告するとともに、有識者からの助言を頂くために開催いたします。

第5回となります今回の委員会は、モニタリング調査結果と本事業の環境巡視結果について、有識者による確認及び助言を頂くこととしています。

なお本委員会は、岡山県 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令を踏まえ、web会議（Teams）での開催とします

記

日時：令和3年9月24日（金） 14:00～16:00

場所：国土交通省 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 会議室
（岡山県倉敷市真備町箭田1141番地1）

議題：別紙の通り

※web会議での傍聴を希望される方には会議のURLをメールにて送付しますので、別紙-2に記入の上メールをお送り下さい

※マスク取材希望の方は別紙-3に記入の上、申し込みをお願いします

※一般の方で、ネット環境がなく、委員会の傍聴を希望される方は、事務所に相談下さい

※委員会中の撮影、録画、録音は、会議進行の都合上、別紙 議事次第の「3. 委員長挨拶」までとさせていただきます

※議事概要及び委員会資料については、後日事務所webサイトにて公表します。 URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/takaoda/>

<問合せ先>

国土交通省中国地方整備局

高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所工務課

TEL (086) -697-1020、 FAX (086) -697-1024

副所長

はまもと けんたろう
濱本 賢太郎

事業対策官

すえなが あつし
末永 敦

令和3年度 小田川合流点付替え事業
環境影響評価フォローアップ委員会（第5回）

日時： 令和3年9月24日（金）14:00～16:00

場所： 国土交通省 高梁川・小田川緊急治水対策河川
事務所 会議室（web会議）

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶（国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長）
3. 委員長挨拶
4. 議題
 - （1）環境モニタリング調査結果（令和2年9月-令和3年8月）について
 - （2）環境巡視結果の概要（令和元年10月-令和3年8月）について
 - （3）その他
5. 質疑応答（全体を通じたの質疑）
6. 閉会

以 上

令和3年度 小田川合流点付替え事業
環境影響評価フォローアップ委員会（第5回）

web 会議傍聴希望者申請書

傍聴希望者は以下の様式を記入してお送りください

希望者氏名	
所 属 ^{※1}	
メールアドレス ^{※2}	
連 絡 先 ^{※3}	

※1：所属されている組織や機関がある場合は記入ください

※2：URL をお送りできるメールアドレスを記入してください

※3：連絡先は日中連絡がとれる番号をお知らせ下さい（接続等で問題がある場合に使用）

送付先

高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 工務課 担当 竹崎、棟田

代表 E-mail info-takaoda@cgr.mlit.go.jp（基本は左記 E-mail へ送付）

Fax 086-697-1024（※予備の送付先）

令和3年度 小田川合流点付替え事業
環境影響評価フォローアップ委員会（第5回）

マスコミ取材申請書

取材希望者は以下の様式を記入してお送りください

希望者氏名	
所 属	
メールアドレス	
連 絡 先	
参加予定人数 ^{※2}	

※1：連絡先は日中連絡がとれる番号をお知らせ下さい

※2：1組織で2名までを上限とします（コロナ対策で密を避けるため）

送付先

高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 工務課 担当 竹崎、棟田

代表 E-mail info-takaoda@cgr.mlit.go.jp（基本は左記 E-mail へ送付）

Fax 086-697-1024（※予備の送付先）

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、小田川合流点付替え事業の環境影響評価書に基づく環境保全措置及び事後調査の適正な実施等について、事業者への助言を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会を構成する委員は別表のとおりとし、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長が委嘱する。

2 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によって選出する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長が予め指名する副委員長がその職務を代行する。

(運 営)

第4条 委員会は、委員長が会務を総括するとともに委員会の開催にあたって委員を招集する。

2 委員会は、委員長が必要とした場合又は事務局より要請があった場合に開催する。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 委員長もしくは委員が、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公 開)

第5条 委員会は原則公開とし、公開方法については別途定める。

(部会の設置)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(委員会事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所に置く。

(雑 則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附 則)

本規約は平成30年3月27日から施行する。

令和3年9月24日より、本改訂版を施行する。

(別表)

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	担当分野
おくしま ゆういち 奥島 雄一	倉敷市立自然史博物館 学芸員	陸上昆虫類
かわら おさみ 河原 長美	岡山大学 名誉教授	水質、底生動物、廃棄物等
なかつ かずよし 中田 和義	岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 応用 生命科学学域 教授	魚類
にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学 名誉教授	地下水、地形及び地質、地盤沈下
にしやま さとし 西山 哲	岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 応用 生態学分野 教授	大気質、騒音、振動
はだ よしお 波田 善夫	岡山理科大学 名誉教授	植物
まるやま けんじ 丸山 健司	日本野鳥の会 岡山県支部 支部長	鳥類

(敬称略 五十音順)

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）規約第5条に規定する、公開方法を定めるものである。

(委員会の公開方法)

第2条 委員会の議事は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある議事については、委員の合意を得て非公開とする。

2 公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある議事についても、前項と同様の扱いとする。

3 傍聴に必要な事項は別途定める。

4 委員会資料は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある資料、及び公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある資料については、委員の合意を得て非公開とする。

5 委員会の議事概要は、事務局が取りまとめ、前項で公開することとした資料と合わせて、速やかに国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所WEBサイトにおいて公表する。なお、議事概要は、発言者の氏名及び第1項及び第2項により非公開とした議事に関する内容は除く。

(その他)

第3条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

(附則)

本規定は平成30年3月27日から施行する。

令和元年10月9日より、本改訂版を施行する。

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）公開規定第2条第3項に規定する傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(委員会傍聴時の遵守事項)

第3条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。
- 2 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 3 委員等の発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- 4 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- 5 ビラ等の配付を行ってはならない。
- 6 みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- 7 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- 8 第1項から第7項までの事項のほか、委員会の進行を妨げたる等、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第4条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に委員会会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

(附 則) この規定は平成30年 3月27日から施行する。